

避難行動要支援者名簿 取り扱いの手引き

—— 地域の関係者のみなさまへ ——

令和 8 年 4 月発行

仙 台 市

危機管理局 防災計画課

目次

1	はじめに	1
2	なぜ名簿を新しくするのか	2
3	市から提供する名簿情報	4
4	市と地域の役割	5
5	平時にお願いしたいこと	6
6	本人の同意	11
7	個人情報の取り扱い	12
8	災害時にお願いしたいこと	14
9	要支援者への配慮の一例	16
10	個別避難計画の作成を進めています	18
11	よくある質問	20

1 はじめに

近年、大規模な災害が全国各地で発生し、多くの被害をもたらしています。

こうした状況をふまえ、仙台市ではこれまで、災害対策基本法に基づき、自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの要支援者を把握し、地域による支援につなげるため、「災害時要援護者情報登録制度」に基づく名簿を作成し、地域の関係者のみなさまへ提供してきました。

今般、これまでの取り組みにおける課題をふまえ、新たに、「避難行動要支援者名簿」として整備し、その名簿情報を、地域の関係者のみなさまへ提供します。

この手引きは、地域の関係者のみなさまへ、市からお渡しする新たな名簿情報の取り扱いなどについてご説明するものです。

名簿情報を受け取られた際の参考として、ご活用いただければ幸いです。

引き続き、防災・減災の取り組みにご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



うさ防
仙台防災 推進リーダー

2 なぜ名簿を新しくするのか

これまでの災害から、自ら避難することが難しい高齢者や障害者などは、被害を受けやすいことが明らかになっています。※1

こうした状況を少しでも減らすためには、「どこに、どのような支援が必要な方がいるのか」を、あらかじめ把握しておくことが重要です。

これまでの名簿は、「支援を必要とする本人からの申請」に基づいて作成してきましたが、この方法では、真に支援が必要な方が名簿に登録されない場合があるという課題がありました。

また、対象者については、「高齢」「障害」という区分のみを把握していたため、どのような支援が必要なのかが分かりにくい、という課題もありました。

そこで、仙台市では、市が保有している要介護や障害に関する情報などをもとに、対象者を自動的に登録する名簿としました。※2

この名簿では、支援が必要な方をより正確に把握できるだけでなく、必要な支援の目安となる情報も掲載しています。

※1 平成 23 年の東日本大震災における死者数のうち、約 6 割は 65 歳以上の高齢者で、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約 2 倍と推定されています。

また、豪雨災害でも、自ら避難できず逃げ遅れた高齢者などに被害が集中しており、死者のうち 65 歳以上の高齢者の割合は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）では約 65%、令和 2 年 7 月豪雨では約 79%でした。

※2 個人情報の保護に配慮し、地域（町内会・民生委員等）へ提供する名簿情報には、あらかじめ「情報の提供について同意を得た方」のみ掲載しています。（詳細は P11）

これまでの課題と変更点

課題 1

ご本人からの申請に基づくため、制度を知らないなどの理由から、名簿に登録されない方がいる。

変更点 1

市が定める要件に該当する方を自動的に名簿に登録する。

ただし、地域へ名簿情報を提供するときには、ご本人からの同意を得る。

課題 2

名簿の情報だけでは、対象者がどのような支援が必要かが分からず、支援のイメージができない。

変更点 2

市が保有する要介護度や障害の種類・等級も名簿へ登録する。



これまでの名簿との比較

	災害時要援護者情報登録制度 (これまでの名簿)	避難行動要支援者名簿 (令和 8 年度からの新たな名簿)
対象者の 範囲 (登録要件)	①要支援・要介護認定者 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ③ 65 歳以上で独居や高齢者のみの世帯等 ④上記①～③に準ずる又は病気等により地域の支援が必要な方	①要介護 3 ～ 5 認定者 ②身体障害者手帳 1・2 級所持者 ③療育手帳 A 所持者 ④精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 ⑤その他支援が必要な方 (上記①～④の要件に準じて災害時に自ら避難が困難な方)
登録方法	上記要件①～④に該当する方を、ご本人やご家族などからの申請にもとづき登録	上記①～④…要件に該当する方を、市が自動的に登録 上記⑤…ご本人やご家族などからの申請にもとづき登録
掲載情報	●氏名などの基本情報 ●登録対象区分 (障害者、要介護、高齢者、その他)	●氏名などの基本情報 ●要介護度や障害の種類・等級などの避難支援を必要とする理由

3 市から提供する名簿情報

名簿には、高齢者や障害者など、災害時に自ら避難することが難しい方で、かつ名簿情報を地域へ提供することに同意があった方の情報が載っています。

地域へ提供する名簿情報

※町内会へ提供する名簿情報のイメージです

整理 番号	フリガナ 氏 名		住所	民生委員 (地区名)	登録 方法	避難支援等を必要とする事由		個別 避難 計画 作成
	生年月日[年齢]	性別				種別	備考	
1	88811	仙台 太郎	■■■■○丁目 ○番○号 0000-0000-0000 0000-0000-0000	△△ △△ (地区名) □□□	自動	要介護4 身体障害1級	視覚障害 音声・言語・そしゃく機能障害	済 R12.12.31
2	88822	宮城 春子	■■■■○丁目 ○番○号 0000-0000-0000	△△ △△ (地区名) □□□	手上げ	要支援1 身体障害4級	内部障害	済 R12.12.31
3	88833	青葉 一郎	■■■■○丁目 ○番○号 0000-0000-0000	△△ △△ (地区名) □□□	自動	要介護5		-
4	88844	若林 二郎	■■■■○丁目 ○番○号 0000-0000-0000 0000-0000-0000	△△ △△ (地区名) □□□	旧制度 移行 未確認	※2 要介護 ※3 高齢者 ※4 その他	※2 要介護認定を受けている ※3 65歳以上高齢者(独居など) ※4 病気等により支援が必要	-
5	88855	宮城野 夏子	■■■■○丁目 ○番○号 0000-0000-0000	△△ △△ (地区名) □□□	自動	要介護2 療育手帳A		済 R12.12.31
6	88866	太白 三郎	■■■■○丁目 ○番○号 0000-0000-0000	△△ △△ (地区名) □□□	手上げ	病気		-
7	88877	泉 秋子	■■■■○丁目 ○番○号 - -	△△ △△ (地区名) □□□	手上げ	その他		-
8	88888	防災 五郎	■■■■○丁目 ○番○号 0000-0000-0000	△△ △△ (地区名) □□□	旧制度 移行 未確認	※1 障害者	※1 障害者手帳を持っている	-

①基本情報

- 氏名、性別、生年月日
- 住所
- 連絡先

②支援の目安となる情報

- 要介護度
- 障害の種別(身体・精神・療育)
- 障害の等級や主な部位

②支援の目安となる情報は、「声がけに配慮が必要か」、「移動の支援が必要か」といったことを考えるための目安として記載しています。

名簿に記載されている内容は、あくまで支援を考えるための参考情報であり、実際の状況は、ご本人やご家族に確認することが大切です。

4 市と地域の役割

この取り組みは、市と地域がそれぞれの役割のもとに進めるものです。
市が作成した名簿を、地域の関係者のご協力のもとでご活用いただき、いざというときの支援につなげていくものです。

市が行うこと

■ 名簿の作成・更新

■ 地域の関係者への名簿情報の提供と、
取り扱いなどに関する説明

■ 名簿の活用方法に関する情報提供

■ 個別避難計画の作成（本人同意が得られた方） ※P18



地域のみなさまにお願いしたいこと

■ 市から提供する名簿をもとに対象者を
把握する → P6

■ 名簿の対象者へ、できる範囲で普段
から声かけを行う → P7

■ 名簿の対象者の避難について考える → P8-10
(対象者の把握や普段の声かけなどの取り組みが既にできている場合)

■ 災害時には、名簿をもとに、できる範囲で声かけや避難支援、
安否確認を行う → P14-15



5 平時にお願いしたいこと

ここでは、前ページに挙げた、市から地域の関係者のみなさまにお願いしたいことの具体例を記載しています。参考にさせていただき、地域の実情に応じた取り組みをお願いします。

地域の要支援者を把握する

発災時には混乱・時間的制約が大きく、支援が必要な方が「誰か分からない」、「どこにいるか分からない」という状態では、対応が遅れてしまうことがあります。

まずは、平時から名簿情報を確認し、地域の要支援者を把握することから始めましょう。



把握のポイント

名簿を確認することで、

- 要支援者がお住まいの場所
- どのくらいの要支援者がいるか
- どのような支援が必要になりそうか

といったことを、把握することができます。

これにより、災害時に、「誰に声をかければよいか」、「どのあたりを優先して確認すればよいか」などを判断しやすくなります。

平時から名簿に目を通しておくことで、いざというときの対応がしやすくなります。



平時から声がけをする

名簿情報をもとに、日ごろから要支援者に声をかけるなどして、関わりを持つことは、災害時の支援を円滑に進めるうえで非常に大切です。

平時から顔の見える関係をつくることで、いざというときにどのような支援が必要か、より具体的にイメージすることができます。



声がけのポイント

■ 突然訪問すると驚くかもしれません。訪問日時や目的を記した手紙を投かんするなど、あらかじめお知らせすると安心につながります。

■ 市から提供した名簿情報に基づき、災害時の支援について相談するために訪問すること、また、知りえた情報は、目的以外には使用しないことを伝えましょう。

※名簿に記載されている方は、ご自身の情報を地域に提供することに「同意」した方ですが、時間の経過により、同意したことを失念している可能性があります (P11)

■ 訪問時は、地域行事や防災訓練の案内なども一緒にできると、良いきっかけになります。

■ 地域の災害リスクや平時からの備蓄などについて話すことで、要支援者の自助の意識を高めることができます。

■ 要支援者には、災害時に必ず支援が行われることを保障するものではなく、あくまでも、可能な範囲の支援であることを伝えましょう。

■ 声がけにより、顔の見える関係をつくることは重要ですが、日常生活に深入りしないなど、適切な距離感を意識しましょう。

対象者の避難について検討する

名簿を活用し、対象者にどのような支援が必要かを考えることができます。



お住まいの地域によって、想定される災害や支援は異なります。起こりうる災害を想定し、どのような支援を実施する必要があるか、事前に検討しましょう。

ハザードマップで地域の災害リスクを確認しましょう

市では、地域の災害リスクを示した「仙台防災ハザードマップ」や「津波からの避難の手引き」などを作成しています。ハザードマップは、市ホームページからご覧いただけるほか、冊子を各区役所・総合支所や市民センターなどで配布しています。

仙台市 ハザードマップ 検索



【耳で聴くハザードマップもあります】

「耳で聴くハザードマップ」は、スマートフォンなどを利用して、災害リスクや周辺の避難場所などの情報を音声で確認できるサービスです。多言語にも対応しているため、視覚に障害のある方だけでなく、外国からお越しの方にも便利なアプリです。

仙台市 耳で聴くハザードマップ 検索



避難の考え方

避難とは「難」を「避ける」こと、つまり安全を確保することです。危険な場所にいる場合には、その場を離れて安全な場所に行く「立ち退き避難」が原則ですが、安全な場所にいる方は、無理に避難所に行く必要はありません。

避難行動判定フロー（洪水・土砂災害時）



出典：仙台防災
ハザードマップ

在宅避難という選択肢もあります

自宅が安全な場所にあるなど、条件が整っていれば、住み慣れた自宅でそのまま生活することも可能です。



【在宅避難のメリット】

- プライバシーが守られるので、ストレスが少なくなります
- 感染症のリスクも少なくなります

在宅避難を判断するポイントは、市ホームページでご確認ください。

仙台市 在宅避難 検索



要支援者ごとの避難支援方法などを検討

災害時に速やかに避難支援などを実施できるように、要支援者の特性に合わせた避難支援方法を検討しておくことが重要です。



避難先や避難経路、移動手段の確認

要支援者の避難先や避難経路、危険箇所、移動手段などを確認します。段差や道の広さ、歩きやすさ、障害物の有無など、要支援者の特性もふまえて、適切な避難経路や移動手段を具体的に検討することが大切です。

コミュニケーション方法の確認

避難行動においては、円滑なコミュニケーションを取ることが大切です。要支援者ごとに、どのような方法が適しているか確認しておきましょう。

訓練の実施

地域の防災訓練に要支援者の対応を取り入れ、避難支援方法などを確認しましょう。平時から、要支援者やそのご家族、関係者と情報を共有し、訓練や声かけを通じて、実践的な対応を確認しておくことで、災害時の混乱を軽減できます。



情報伝達訓練

「高齢者等避難」や「避難指示」などの避難情報が発令された場合を想定し、要支援者へ伝える情報の収集、伝達方法を確認します。

安否確認訓練

名簿を活用し、要支援者の安否確認や安否情報の集約の方法を確認します。

避難誘導訓練

地域で検討した避難支援方法がある場合は、それらをもとに、避難先とその経路や避難経路周辺の危険箇所、移動手段などを確認するとともに、避難支援にあたり具体的に配慮を必要とする事項を確認します。

これまで地域のみなさまが取り組んできた、要支援者への声かけや見守りなどの活動は、いざというときに大きな力となります。引き続き取り組みをお願いします。

例示した取り組みは、地域のこれまでの活動を大切にしながら、無理のない範囲で行っていただくことを基本としています。



6 本人の同意

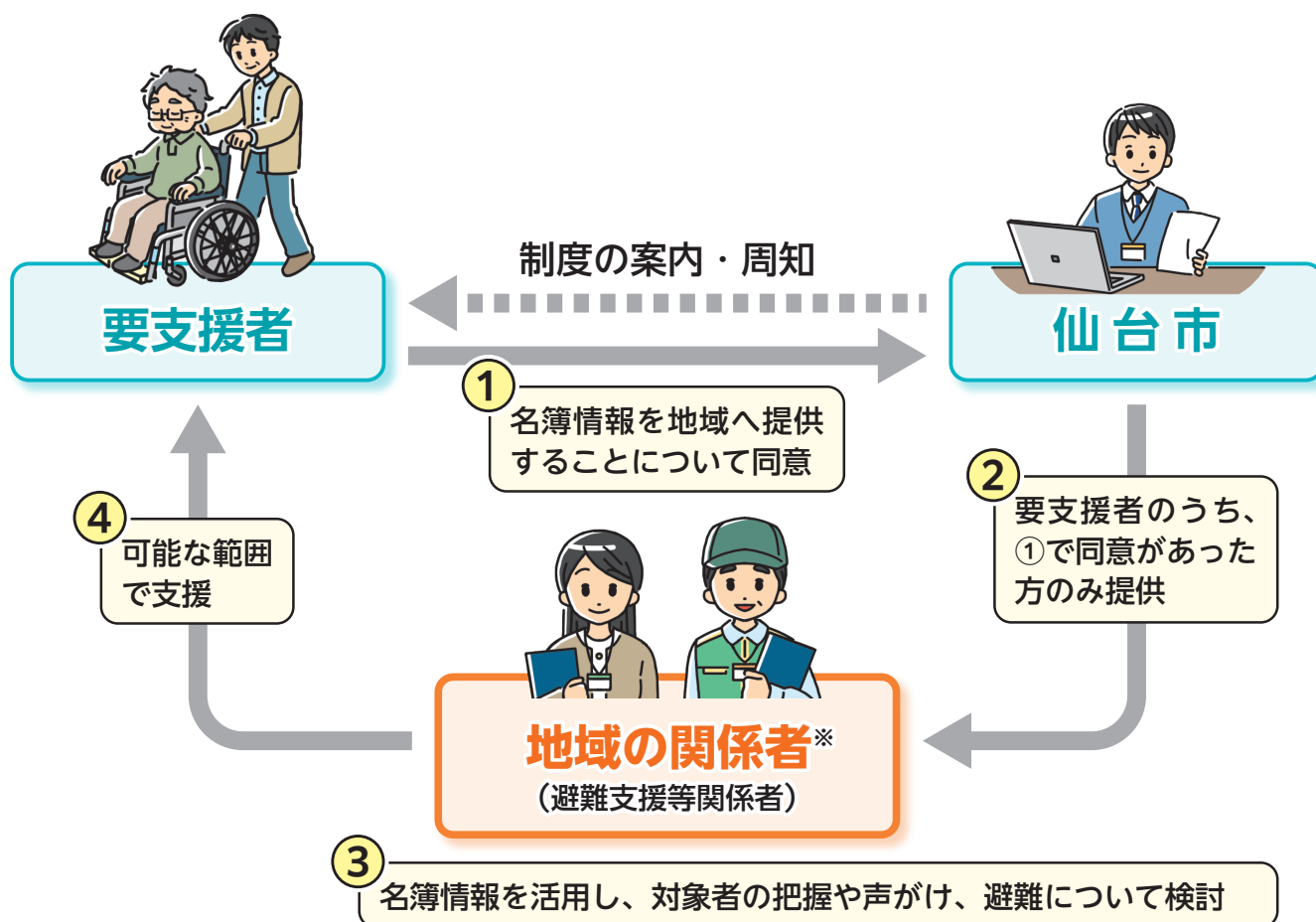
名簿の情報を地域のみなさまにお渡しできるのは、要支援者本人の「同意」がある場合に限られます。

市では、名簿の情報を地域に提供する前に、要支援者本人に対して、名簿の目的や取り扱いについて記載した案内を送付し、同意確認書の提出をお願いしています。

そのため、地域のみなさまにお渡しする名簿は、「同意があった要支援者の情報のみ」が掲載されています。



平時における名簿情報の提供の流れ



※避難支援等関係者：町内会、民生委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会

7 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに、不安を感じる方もいらっしゃるでしょう。

しかし、重要なのは、「利用を控えること」ではなく、「適切に管理し、活用すること」です。

下記に留意したうえで、名簿情報を適切に活用しましょう。



守秘義務があります

名簿情報の提供を受けた方は、「災害対策基本法」に基づき、守秘義務が課せられます。

個人情報の漏えいは、要支援者やそのご家族の権利利益が侵害されることにもなりかねません。名簿の提供がある期間のみならず、提供を受けなくなった後も、守秘義務があることにも注意しましょう。

個人情報の取り扱いの基本

■ 利用目的を守りましょう

名簿情報のほか、要支援者本人やそのご家族などから聞き取った情報は、利用目的である「避難支援」以外に使用しないでください。

なお、「避難支援」には、災害時の支援だけでなく、日ごろの見守り活動も含まれます。

■ 本人の同意を得ましょう

市から提供する名簿情報は、地域に提供することに同意を得ているため、改めての同意確認は不要です。

一方、訪問時に聞き取った情報など、名簿情報以外の情報については、誰かに共有する前に、必ずご本人（やそのご家族）に確認を取るようしましょう。

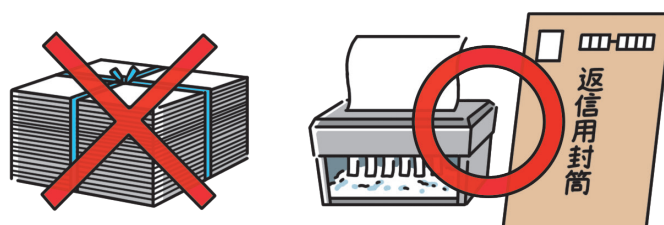
■ 保管場所に気をつけましょう

部外者が簡単に立ち入ることができない場所や、施錠可能な場所など、直接、目に触れないところに保管しましょう。施錠可能な場所がない場合は、他人の目に触れない場所で保管してください。

■ 不要になった個人情報適切に破棄しましょう

市から提供する名簿（更新前の名簿）は、シュレッダーやはさみで細かく切るなどして、個人情報が分からないように処理してください。市から提供する「返信用封筒」などを利用して、市へ返却していただくこともできます。

それ以外の個人情報を記載したメモなども、細かく裁断して情報が分からないようにしたうえで破棄してください。そのまま廃棄したり、古紙回収に出したりしないように注意してください。



■ 情報共有は最小限にしましょう

名簿情報をはじめとした個人情報の共有は、必要最小限にしてください。名簿情報は「避難支援等の実施に必要な限度」で提供するものとされています。

名簿情報は、必要な範囲で複写やメモを取るなど、共有してかまいませんが、共有した相手にも、個人情報の適切な取り扱いをお願いしてください。

なお、カメラやスマートフォンなどで情報を撮影し、電子データとして共有することは、不特定多数に情報が漏えいするおそれがあるので、行わないでください。

避難行動要支援者名簿 管理簿（例）	
年 月 日	内 容
○年△月×日	A班分のコピーを班長に1部渡す

管理簿（任意様式）を作成するなどして、共有した内容が分かるようにしてください。

8 災害時にお願いしたいこと

災害時は支援者やそのご家族も被災する可能性があります。まずは、ご自身やご家族の安全を確保したうえで、無理のない範囲で行ってください。また、地域のみなさまが法的責任や義務を負うものではありません。

風水害（大雨や台風）の場合の例

突然発生する地震と違い、大雨や台風は「いつ」「どのくらいの規模」か、ある程度予測することができます。事前に注意や避難を呼びかけ、安全の確保に努めましょう。

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に該当していない区域にお住まいの場合は、在宅避難（P9）を基本にしましょう。

大雨や台風の予報



要支援者へ情報伝達

要支援者の中には、自分で情報収集することが困難な方もいます。「いつ大雨や台風が来るか」や「避難の準備」の声がけをしましょう。



警戒レベル 3「高齢者等避難」以上が発令



安否確認・避難支援

ご自分やご家族の安全を確保したうえで、要支援者への連絡や自宅への訪問を行うなどして安否確認をしたり、避難を促しましょう。

浸水深 3m 未満の区域にお住まいで、かつ 2 階以上に長時間避難できる場合

(できる場合)

(できない場合)

必要に応じて、定期的な連絡などを実施

早期の立ち退き避難が必要な区域にお住まいの場合



最寄りの避難所などへ誘導



地震の場合の例

予測できないからこそ備えが大切

事前に予測できる大雨や台風とは違い、地震は突然やってきます。
日ごろから備蓄や訓練をしておくなど、事前の備えが大切です。

地震発生



自分や家族の身を守る

揺れが収まるまでは、ご自身とご家族の安全を最優先にしましょう。



支援体制の確保

地域の避難支援等関係者の安否確認を行い、支援体制を整えます。



要支援者の安否確認・避難支援

名簿などをもとに要支援者の安否確認をします。要支援者によって、支援内容は変わります。

被害がなく自宅は安全

自宅にとどまることが危険



在宅避難

※定期的に見守り活動をししょう



余震で倒壊する
おそれがある場
合など

避難支援

避難支援は、事前に複数の避難経路を把握したうえで、安全なルートか確認しながら、避難所へ誘導します。要支援者が必要な配慮を確認しつつ支援することが重要です。



9 要支援者への配慮の一例

配慮すべきことはそれぞれに異なるため、可能な限り、ご本人やそのご家族に直接確認しましょう。

① 要介護認定を受けている方（高齢者など）への配慮



【主な特徴】

- 自分で判断し、行動することが困難な場合があります。
- 自力で行動できる方でも体力が衰え、身体能力が低下している場合もあります。

【避難支援時に必要な配慮】

- 状況に応じて誰かが付き添うなど、一人にしないようにしましょう。

② 視覚障害者への配慮

【主な特徴】

- 見えないことにより、異変や危険を察知することができない場合があります。

【避難支援時に必要な配慮】

- 耳などからの情報が頼りであるため、できるだけこまめに声をかけ、行き先や方向、障害物などの有無を伝えながら誘導しましょう。
- 避難誘導をするときは、避難支援にあたる方のヒジから上などをつかんでもらい、歩行速度に気を付けながらゆっくり歩きましょう。

③ 聴覚障害者への配慮

【主な特徴】

- 音声による避難誘導の指示が認識しづらい場合があります。
- ご自身の状況を伝えるとき、音声による会話が困難で、コミュニケーションを取りにくい場合があります。

【避難支援時に必要な配慮】

- 手話ができなくても、筆談や身振りを使うなど、工夫しましょう。
- 口の動きで言葉が分かる方もいます。話すときは正面で大きく口を動かしましょう。

④ 肢体不自由の方への配慮

【主な特徴】

- 自ら歩行することや素早い避難行動が困難な場合があります。

【避難支援時に必要な配慮】

- 障害の部位や程度によって、自分でできる行動が異なります。どのような支援が必要か、ご本人やそのご家族に確認しましょう。

⑤ 内部機能に障害のある方への配慮

【主な特徴】

- 外見だけでは障害があることが分かりにくいほか、移動が困難な場合があります。

【避難支援時に必要な配慮】

- ご本人やそのご家族にどのような支援が必要か確認しましょう。
- 具合が悪そうだったり、様子を変だなと思ったら、積極的に声をかけましょう。

⑥ 知的障害者への配慮

【主な特徴】

- 日常と異なる状況により、パニックになってしまうことがあります。
- 困りごとを言葉でうまく伝えられない場合があります。



【避難支援時に必要な配慮】

- 一度にたくさん伝えず、ひとつずつゆっくり伝えるようにしましょう。
- パニックになり、大声をあげたり予期しない行動をとる可能性があります。冷静な態度で接し、ご本人を安心させ、落ち着かせましょう。
- 言葉で危険が理解できないときは、手を引くなどして安全な行動ができるよう誘導しましょう。

⑦ 精神障害者への配慮

【主な特徴】

- 災害の発生に伴って、精神的動揺が激しくなり、予期しない行動をとる場合があります。

【避難支援時に必要な配慮】

- 環境の変化が苦手な傾向があります。緊張し、ささいな言葉で動揺することがあります。ゆっくりと落ち着いた口調で話しかけたりして、不安を和らげましょう。
- 強い不安や症状悪化が見られる場合は、主治医もしくは医療機関に連絡します。

10 個別避難計画の作成を進めています

個別避難計画とは

災害時に適切な避難行動がとれるよう「どこへ、どうやって」、「誰が支援するか」、「どのような配慮が必要か」など、避難行動に必要な情報を記載したお一人おひとりの避難計画です。名簿に登録されている方のうち、計画の作成に同意した方のみ作成します。

令和7年度より、仙台市が主体となり、計画の作成を進めています。一人でも多くの方の計画を作成できるよう、鋭意取り組んでおります。

地域の方からお問い合わせなどがありましたら、裏表紙のお問い合わせ先をご案内ください。

計画に記載する項目

- 氏名・住所・連絡先などの基本情報
- 避難支援者
- 避難先、避難経路 など



作成の進め方

■ ご本人やご家族等が計画を作成することが「 できる 」場合	...	要支援者本人やそのご家族などが作成（市が計画の内容を確認します）
■ ご本人やご家族等が計画を作成することが「 できない 」場合	...	● 市職員が作成支援を行い作成※¹ ● 福祉事業所※² が作成支援を行い作成（福祉事業所の協力が得られる場合に限り）

※1 対象となる方のお住まいの地域の災害リスクなどをふまえ、順次作成支援を行います

※2 要支援者と関わりがある、居宅介護支援事業所または相談支援事業所を予定しています

計画のイメージ

仙台市個別避難計画			
作成日： 令和 8 年 4 月 1 日			
フリガナ	センダイ タロウ	生年月日	大 平 令 24 年 5 月 1 日 (76 歳)
氏名	仙台 太郎	性別	
電話番号	090-●●●●-XXXX		
住所	仙台市 青葉 区 ○○町 △丁目 □番 ×号		
同居家族	☐ 単身 ☒ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 孫 ☐ きょうだい ☐ その他 ()		
支援が必要な理由	介護認定	要支援 (☐ 1 ☐ 2) 要介護 (☐ 1 ☒ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5)	
	身体 (☐ 1 級 ☐ 2 級 ☐ 3 級 ☐ 4 級 ☐ 5 級 ☐ 6 級)		
	障害の状況	療育 (☐ A ☐ B)	
	精神 (☐ 1 級 ☐ 2 級 ☐ 3 級)		
配慮が必要なこと	その他	☐ 単身 ☐ 高齢者のみ ☒ その他 (病気になる)	
	☒ 歩行が困難 (☐ 歩行補助具 ()) ☒ 車いす ☐ その他 () ☐ 目が見えない (見えにくい) ☐ 言葉や文字の理解が難しい ☒ 耳が聞こえない (聞こえにくい) ☐ 危険なことを判断できない		
その他の配慮が必要なこと	右耳が聞こえにくいので、左側から話しかけてほしい		
医療的ケア	☐ 人工呼吸器 ☐ たん吸引 ☐ 経管栄養 ☐ 導尿 ☐ ストマ ☐ その他 ()		

自宅のハザード情報、避難先					
☒ 洪水浸水想定区域 ☐ 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)・土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)					
候補①	○○小学校	距離	約500m	手段	車いす
					移動時間
					約25分
候補②	友人宅	距離	約 2 km	手段	車
					移動時間
					約15分

避難経路、持ち出し品、その他			
避難経路			
・自宅⇒△△交差点を左折⇒直進⇒○○小学校			
持ち出し品			
・ベッドの下の非常用と書いたリュック			
その他			
・月、木は 13 時まで○○デイサービスを利用している			

平時からの外部への情報提供	
個別避難計画を避難支援等関係者 (町内会や民生委員など) に平時より提供することで、災害時に避難支援等を受けられる可能性が高まります。	
ただし、避難支援等関係者自身やその家族などの安全が前提となるため、災害時の避難支援等が必ず受けられることを保障するものではありません。	
また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。	
上記内容を理解し、個別避難計画の提供に	☒ 同意します ☐ 同意しません
確認日	令和 8 年 4 月 1 日
本人氏名	仙台 太郎
代筆者 (続柄)	仙台 花子 (妻)

作成支援者			
氏名 (続柄)	仙台 花子 (妻)	連絡先	090-●●●●-XXXX
団体・事業所		連絡先	- -

計画情報の地域への提供

要支援者と避難支援者双方が、計画情報の提供に同意している場合に限り、仙台市から避難支援等関係者に対して計画情報を提供することができます。

計画情報が必要な場合は、市までご連絡・ご相談ください。

お問い合わせ先：危機管理局防災計画課

電話：022-214-8704

11 よくある質問

Q 災害時の要支援者の支援は地域ではなく、そもそも行政がやるべきことでは？

A 災害の規模が大きいと、行政による避難支援や安否確認には限界があります。東日本大震災をはじめとする過去の災害においても、多くの被災者は隣近所や地域の方々に助けられています。地域の方による共助が、一人でも多くの命を救うことにつながります。

Q 災害時には必ず要支援者を助けなければいけないの？

A 災害はいつ起こるか予測できず、かつ支援者も被災する可能性があります。災害が発生した直後は、まずはご自身とご家族の安全を確保し、できる範囲での支援をお願いします。

Q 町内会に未加入の方も支援しなければならないのか？

A 町内会に加入している、していないに関わらず、名簿に載っている方については、民生委員などと協力し、できる範囲で声かけを行ってください。

Q 要支援者から「自分の情報をなぜ知っているのか」と聞かれた場合、どう答えたらよいか？

A 地域の関係者へ名簿情報を提供することについては、事前にご本人から同意を得ていますので、その旨を説明してください。

A ご本人から名簿情報を提供したくないなどの意思表示や、答えられない質問があった場合は、仙台市危機管理局防災計画課（電話 022-214-8704）へご連絡ください。

Q 名簿に名前がない方で、自ら避難することが難しい方がいるが、どうしたらよいか？

A 名簿の自動登録要件（3 ページ）に該当していない場合でも、災害時に自ら避難が困難である方は、ご本人からの申請により名簿に登録することができますので、申請を勧めていただければ幸いです。

Q 地域の独自の取り組みとして、要支援者ごとに避難計画の作成を進めている。市の個別避難計画の取り組みと競合し、不都合が生じるのではないかな？

A 市が作成する個別避難計画は、ご本人の避難行動を整理するためのものです。すでに、地域で独自の取り組みを行っている場合には、その内容を参考にしながら、ご本人の同意のもとで市が個別避難計画の作成支援を行いますので、市へご連絡・ご相談ください。

Q 個別避難計画を作成済みの要支援者について、地域は避難支援を行わなくてもよいかな？

A 個別避難計画の作成の有無にかかわらず、日ごろから、可能な範囲で見守りや声かけをお願いします。災害時には、個別避難計画どおりに避難することが難しい場合も想定されるため、複数の手段を確保しておくことで、避難の可能性が高まります。

Q 医療などの専門的な知識が必要な要支援者への支援はどうすればよいのかな？

A ご本人やご家族に確認しながら、可能な範囲での支援をお願いします。例えば、段差の介助、荷物を持つ、足元の注意を促すなどの専門的な知識を必要としない支援が、実際は大きな助けになります。無理のない支援をお願いします。

Q 町内会役員が1年交代であるため、継続した取り組みを進めるのは難しいが、どうしたらよいかな？

A 役員が交代しても、名簿の引き継ぎや声かけが続けられる方法で、工夫して取り組みを続けることが大切です。

Q 市から提供された名簿を紛失してしまった。

判明した時点で速やかに担当課（防災計画課）に報告してください。状況を確認させていただきます。

A 罰則規定はありませんが、故意や重大な過失によって個人情報漏えいした場合には、損害賠償責任を問われる可能性がありますので、日ごろから保管や取り扱いにはご注意ください。

お問い合わせ

避難行動要支援者名簿・個別避難計画など制度全般

危機管理局 防災計画課

電話：022-214-8704

ハザードマップ・在宅避難に関すること

危機管理局 減災推進課

電話：022-214-3048

地域の災害対策に関すること

各区区民生活課
(総合支所まちづくり推進課)

下記代表電話番号参照

区役所・総合支所代表電話番号

【青葉区】電話：022-225-7211

【宮城総合支所】電話：022-392-2111

【宮城野区】電話：022-291-2111

【秋保総合支所】電話：022-399-2111

【若林区】電話：022-282-1111

【太白区】電話：022-247-1111

【泉区】電話：022-372-3111

仙台市危機管理局 防災計画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話：022-214-8704 FAX：022-214-8096

メールアドレス：yht000120@city.sendai.jp

